

高陽地域・白木地域活性化プランに基づく自立的・持続的な取組支援等業務 基本仕様書

1 業務名

高陽地域・白木地域活性化プランに基づく自立的・持続的な取組支援等業務

2 業務の概要

本市では、高陽地域・白木地域の活性化とJR芸備線の利活用に向けて、地域住民が主体となって両地域一体の活性化プランを作成できるよう、令和6年度に住民等によるワークショップを開催し、両地域の目指す将来像と、それを実現するために地域で取り組むべき内容（プロジェクト）等を盛り込んだ「高陽地域・白木地域活性化プラン」（以下「活性化プラン」という。）の作成を支援した。

本業務は、プロジェクトの自立的な実施に向けて、各プロジェクトのスタートアップ支援等を行うことで、地域の更なる意識醸成や自立的で持続可能な展開を促進するものである。

また、本市では、本市を含む芸備線沿線3市で設置した「三次・安芸高田・広島まちづくり交通協議会」（以下「まちづくり交通協議会」という。）等において駅を中心としたまちづくりの実現等に向けた芸備線の活性化に係る検討を行っており、芸備線の利活用を絡めて活性化プランの取組を推進することを通じて、芸備線の利活用に向けた行政による今後の検討に資するような地域の取組事例の創出を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

（1）キックオフミーティングの開催

活性化プランに掲げる各プロジェクトについて、令和7年度のロードマップに基づき、各プロジェクトチームの取り組むべき内容の整理や、各種事業スケジュールをプロジェクトチーム内で共有できるよう会議を開催すること。

なお、会議運営の支援（会議への同席を含む）は必須とし、令和7年7月末頃までに、実施するものとする。

（2）各プロジェクトのスタートアップ支援

活性化プランに記載された各プロジェクトのスタートアップ支援として、会議運営の支援、実施内容に応じた各種補助制度の整理等を行うことで、プロジェクトの具体化やそれに取り組む各主体の自立的な実施に向けた動き出しが進むよう支援を行う。

なお、会議運営の支援（会議への同席を含む）は必須とし、各プロジェクト1回程度は実施するものとする（複数プロジェクトの合同実施を提案することも可能とする。）。

（3）芸備線の利活用と絡めた取組の推進支援

（2）のうち、駅舎や駅周辺の地域資源の活用など芸備線の利活用を絡めた取組については、

まちづくり交通協議会の議論につながる事例の創出を目指して、JR等の関係者との連携を図りつつ、プロジェクト横断的に（特定のプロジェクトに限定しないことを前提に）実行可能な取組を検討し、その試行の支援を行う。その中で、必要に応じて関係者（主にJR等）との協議（ヒアリング）や協力要請への同席、他事例の調査等を進捗に応じて適宜行いながら検討及び試行の支援を行う。JR等の関係者との調整が整わないなど、プロジェクトの試行が難しい状況となった場合、将来的に実施に向けて取り組めるよう、課題やその対応案を整理する。

なお、プロジェクトの試行に当たっては、ハード整備等の大規模な支出が発注者・受注者双方に伴わないようにすること。

（４）活性化プラン（プロジェクト）の進捗確認の場（報告会）の企画・運営

取組状況の確認、近況報告等を行い、更なる意識醸成を図り、次年度以降の自立かつ持続的な展開に資するものとするため、各プロジェクトの進捗状況を確認する場（報告会）の企画、準備及び運営を行う（１回程度を想定。）。

【業務内容】

- ・進捗確認の場の企画
- ・開催準備（開催案内の作成及び発送、参加者の取りまとめ及び連絡調整、会場の確保及び使用料負担、資料作成、消耗品及び備品等の準備）
- ・当日の運営（会場の設営及び片付け、議事進行）
- ・実施結果の取りまとめ（ニュース作成）及び配付

5 業務実施に当たっての基本的事項

- （１）プロジェクトチームのメンバーとの各種連絡・調整等については、別途発注者が提供する情報を基に、受注者において行うものとする。
- （２）活性化プラン及び活性化プランの取組状況並びに地域の実情を的確に把握し、地域住民等の理解が得られるよう配慮するとともに、支援内容については、地域による取組の状況に応じて可能な限り臨機応変に対応すること。
- （３）本市担当課及び関係各課を含む活性化プランの推進関係者に対して、活性化プランの効果的な推進に関する助言等を随時行うこと。
- （４）「４ 業務内容」及び「６ 成果物」に関わって協議等を実施した際には、その都度、実施後１０日以内に、協議等の結果をまとめた報告書を発注者に提出すること。

6 成果物

- （１）業務報告書（A4 50 頁程度想定） 5 部
- （２）成果品データ 一式
- （３）その他発注者が指示するもの

7 その他

- （１）関係法令・条例等を遵守すること。
- （２）広島市委託契約約款第 19 条第 2 項に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、

個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備すること。

- (3) 本業務の実施に係る経費は、受注者の負担とする。
- (4) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等してはならない。
- (5) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受注者の責任において処理すること。
- (6) 業務の充実に必要な内容として、独自の提案等があれば、発注者と協議の上実施することができる。
- (7) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとし、協議後は受注者が協議録を作成し、発注者に提出すること。